



HOME > 評価 > 創造科学技術推進事業における研究プロジェクトの中間評価について > 基礎研究に係る課題評価の方法等に関する達（抜粋）

基礎研究に係る課題評価の方法等に関する達（抜粋）

改正 平成17年 3月31日 平成17年達第34号

（評価の実施時期）

第5条 評価の実施時期は、次の各号に定めるとおりとする。

（2） 中間評価

研究予定期間が5年以上を有する研究について、研究開始後、3年程度を目安として実施する。

第7条 中間評価の目的等は、次の各号に定めるとおりとする。

（1） 中間評価の目的

研究課題又は研究プロジェクト毎に、研究の進捗状況や研究成果を把握し、これを基に適切な資源配分、研究計画の見直しを行う等により、研究運営の改善及び機構の支援体制の改善に資することを目的とする。

（2） 評価項目及び基準

ア 研究の進捗状況と今後の見込

イ 研究成果の現状と今後の見込

ウ 相手機関との研究交流状況と今後の計画（外国の研究機関等と共同して研究を実施するものに限る。）

なお、上記アからウの具体的基準については、研究のねらいの実現という視点から、評価者が機構と調整の上決定する。

（3） 評価者

イ 総括実施型研究及びその継続研究

総括実施型研究においては、研究課題又は研究プロジェクト毎に、機構が選任する外部の専門家がを行い、その継続研究においては、審議会が行う。

（4） 評価の手続き

研究課題又は研究プロジェクト毎に、評価者が、被評価者からの報告、被評価者との意見交換、研究実施場所での調査等により評価を行う。

また、評価実施後、被評価者が説明を受け、意見を述べる機会を確保する。

第9条 評価の担当部室は、評価の目的、評価方法（評価時期、評価項目、評価基準、評価手続き）を被評価者に予め周知するものとする。

第10条 評価の手続きにおいて得られた被評価者の意見及び評価者の意見は評価方法の改善等に役立てるものとする。

This page updated on November 5, 2002
Copyright© 2002 Japan Science and Technology Corporation.
www-admin@tokyo.jst.go.jp

◀ 前へ戻る